

第5章 高齢化社会の世代会計

北村行伸

はじめに

厚生省社会保障・人口問題研究所は1997年1月21日に「日本の将来推計人口」を公表した。その推計によると、総人口は2007年に1億2千8百万人のピークを迎えた後、2050年には1億人にまで減少する。その間、65歳以上の高齢者人口は1997年中に15歳未満の年少者を上回り、高齢者の総人口に占める割合は2015年に4人に1人、2049年には3人に1人に達すると見込まれている。このような急速な高齢化のペースを前にして、年金制度を軸にした社会保障制度は抜本的な見直しを迫られている。

本稿では高齢化社会の本質を明らかにするとともに、高齢者の実態、高齢者と現役勤労者世代の関係などを見ることによって、高齢化社会の年金制度のあり方を国際的な視野も入れて考えてみたい。

1. 高齢化社会とは何か

高齢化が社会経済に与える影響については実に様々な分野から論じられている。しかし、それぞれの論者によって高齢化の捉えかたも違っているようである。そこで、まず高齢化社会の概念について整理しておきたい。高齢化社会には、少なくとも四つの捉え方がある。

*本稿は拙稿「だれが高齢化社会における年金制度を支えるのか」(『財界臨時増刊 年金特集』(平成9年3月20日号))に加筆修正を加えたものである。

まず最も一般的な捉え方として、社会の構成員の中に占める高齢者（一般には65歳以上の人）の割合が高い社会というものがある。これは社会経済からみて具体的に何を意味しているのであろうか。簡単に言えば、多くの人々が人生の途中で、戦争や事故、病気などによって命を奪われることが少なくなり、ほとんどの世代の人が高齢になるまで生きることが出来るようになったということであろう。ちなみに人口統計によれば、65歳までには男女平均すると89%以上の人が生き残るとされている。つまり、同年代の人の約9割は高齢者の年齢に達するということである。確かにこの捉え方は、死亡率の低下と寿命の延長によって、高齢者が社会の中で相対的に増加していることを表している。しかし、この捉え方の本質は高齢化を65歳以上人口が全人口に占めるシェア（割合）で判断しているところにある。高齢化をシェアの増加という観点からみると、世代間の財政負担の分配やその公平性などの問題に関心が集中することになる。

第二の捉え方としては、高齢者の絶対数の増加として判断されるものである。上述したように、一般論としては、死亡率の低下と寿命の延長によって高齢者が増加しているということであるが、具体的に、これから2020年頃にかけて高齢者の絶対数が増加するのは、ベビーブーム世代（いわゆる団塊世代）が高齢者になってくるからである。むしろ、世界的な高齢化問題の本質は、第二次大戦後のベビーブーム世代にあると言っても過言ではないだろう。この膨大な人口を抱えた世代は、常に社会経済のあり方を左右してきた。子どもの頃から熾烈な入試競争を経験し、その競争が社会人になっても続き、最大の消費者層としてマーケティングのターゲットとなり、そしていよいよ、年金を中心にした社会保障の受益者となろうとしているのである。年金などの資金の移転だけが問題なのであれば、交渉によって受給額を減らしたり、給付開始年齢を引き上げたりすることで解決できるかもしれないが、物理的な問題、例えば、高齢者医療介護に対する医療介護機関の絶対数不足、医師・看護婦・ソーシャルワーカーの絶対数不足などは極めて深刻な問題として残されている。

第三に、高齢化を死亡率の低下としてより、むしろ出生力の減少として捉える見方がある。これは少子化現象として知られているものであるが、この現象は実は高齢化の一部と考えるべきものである。つまり寿命が伸びたということは、出生してから高齢者と見なされる年齢まで生き残る確率が高くなっていることを意味しているのであるから、当然、乳児・新生児死亡率も低下していることになる。子供が若くして不慮の死を遂げることがなくなれば、親は最低限必要な数だけの子供しか作らなくなる。その結果、子供の数は急速に減っていても考えられるのである。それと同時に、多くの女性が高等教育を受け、職場に進出し、十分な所得を得るようになってきた。このことは、家事と子育て、親の介護などの負担を結果的に一手に引き受けることになる結婚を先延ばしにしたり回避したりする傾向を助長している。これは晩婚化・未婚化現象として統計的にも明らかになってきている。つまり、国勢調査によれば1975年には25-29歳の女性の21%が未婚であるにすぎなかったのに、1995年には実に49%が未婚となっている。これらの未婚女性の全員が30-40歳台で結婚するとは考えられず、今後の日本社会は未婚の男女が急激に増加する社会でもあることを意味している。この捉え方の本質は、全人口が縮小していく中での高齢者比率の増加を考えているところにある。人口が増加し、経済が高い成長を遂げているのであれば、高齢者比率が多少増えても財政負担の増加は賄えるかもしれない。しかし、人口が減少し、経済も成長しないのであれば、限られた資源の分配問題は深刻化するだろう。また、独身者と既婚者の間の、あるいは専業主婦と勤労主婦の間の税制、年金の取り扱いの違いなどは、早晚改革を余儀なくされるだろう。

第四に、目を世界に転じると、発展途上国で人口爆発が起こる中で、先進国の高齢化・少子化が進行しているという図式が浮んでくる。先の第三の捉え方をして論者の中には、人口減少によって経済規模自体も縮小してしまうという畏れを抱いている人もいるようであるが、それは過度の悲観論ではないだろうか。事実、既に起こりつつあることであるが、国内人口の減少による需要

不足、労働力不足は国外、特に近隣の中国・インド・インドネシアなど膨大な人口を持ち、その上さらに増加を続けている国への輸出や直接投資などによって回避される傾向にある。また、高度成長期のような高成長はもう見込めないとしても、戦後経済を支えてきた社会経済制度を再編成し、高齢者の定年延長、女性労働の活用、資本の労働代替の促進、生産性の向上などを積極的に行うことによって、ある程度の経済成長は維持できるのではないだろうか。識者の中には経済規模が拡大し、資本蓄積が深化すれば、成長率は自ずと低下し、高齢化も進行してくるのであって、「異常」な高度成長の時代から「正常」な低成長の時代への移行プロセスが進行しているとの捉え方をする向きもあるが、閉鎖経済を考えた新古典派経済理論の枠組みでは全くの正論であっても、実際に、わが国の経済が多少とも楽観してられるのは、近隣に急激な成長を遂げている「異常」な国があるからではないだろうか。高齢化問題の解決には国際的な相互依存関係の利用も含まれるのである。

このように、高齢化とは社会における高齢者の数が単に増えるに止まらず、社会のその他の構成員の経済生活にも大きな影響を与えるという意味で、国内的にも、国際的にも、極めて相互依存的な現象であることを指摘しておきたい。

2. 高齢者の実態

ところで、わが国が急速に高齢化しつつある中で、高齢者世帯は具体的にどれくらい増えているのだろうか。「平成6年 国民生活基礎調査の概況」(厚生省)によると、高齢者世帯は過去最高の553.5万世帯(全世帯の13.1%)に達し、前年比で6.8%(35万世帯)増加している。また、一人暮らしの老人の数も過去最高の211万人(全世帯の5%)を記録し、家族と暮らしている高齢者も含めると、全世帯のうち30.6%が65歳以上の高齢者のいる世帯となっている(全世帯の17.5%が同居世帯)。一方、児童のいる世帯は過去最低の1394.2万世帯(全世帯の33.1%)を占めているが、これは年々減少する傾向にある。

この結果は、現在のところは同居世帯の方が若干多いが、高齢になっても独

立して暮らす家計が着実に増加していることを示しており、かなり近い将来には独立高齢者世帯の方が同居世帯を上回る見込みである。先に指摘したように、生涯未婚者が増加しており、長期的にはこの傾向は一層顕著なものになるだろう。

こうした傾向の中で、高齢者世帯は生活資金源を何に求めようとしているのだろうか。図表1は「老後における生活資金源」に関する世論調査の結果である。まず際だった特徴は、約半数の高齢者世帯が就業によって生活資金を得ようと考えていることである。このことは、全ての所得を労働所得から得なくとも年金給付の不足分ぐらいは、働けるならば働いて補填したいと考えていることを意味する。第二に、およそ90%の高齢者世帯が年金を主たる生活資金源と認識していることである。そして第三に、貯蓄の取り崩しを老後の生活資金と考えている高齢者世帯は、老後に貯蓄を取り崩すというライフサイクル仮説の想定からすれば、驚くほど少ないということである。これはわが国において高齢者世帯でも貯蓄を続けているという観察事実を裏付けるものである。しかし、1997年以降、貯蓄の取り崩しが急激に増えている点については、この傾向が一

(図表1) 老後における生活資金源 (単位: 世帯割合%)

年	就業による収入	公的年金	企業年金	個人年金	利子・配当所得	貯蓄の取崩し	不動産収入	子供からの援助	公的援助	その他
1986	43.9	60.7		23.3		11.1	10.9	14.6	2.4	1.6
1987	43.9	61.7		22.4		13.0	11.1	13.6	1.6	1.9
1988	42.2	60.4		20.7		16.1	9.2	11.8	1.6	4.3
1989	37.3	61.7		23.4		13.5	9.4	10.8	2.0	2.8
1990	42.7	63.1		21.2		13.8	8.2	10.0	2.2	2.0
1991	51.8	66.5	15.5		12.8	14.9	6.5	10.6	2.0	5.7
1992	49.0	70.7	15.6		11.5	11.1	10.0	9.5	0.9	2.9
1993	53.6	66.4	15.3		10.3	11.1	10.6	7.5	0.9	3.2
1994	51.7	68.2	14.8		8.3	11.9	8.2	7.9	1.2	3.7
1995	46.3	73.3	15.6		9.2	10.5	8.7	8.2	1.7	4.2
1996	52.1	72.4	16.7		6.1	14.6	7.7	9.0	1.2	3.9
1997	47.8	73.8	17.9		4.6	18.8	9.4	9.5	1.4	4.3
1998	49.3	74.4	20.1		2.9	22.5	7.5	9.6	1.3	4.5

(出所) 貯蓄広報中央委員会「貯蓄と消費に関する世論調査」各年。

(注) 世帯主が60歳以上の世帯、3項目以内の複数回答。

時的なものであるのか、趨勢的なものであるのかを見極める必要がある。第四に、子供からの援助を当てにする世帯が趨勢的に低下してきているということ。これは、先ほど見たように独立高齢者世帯が急増してきていることと対応している。

これらの結果を総合して判断すると、わが国の高齢者世帯は近年益々自助努力を高めて、年金給付も含めた所得で暮らす傾向にあることがわかる。特に公的年金・企業年金に30年以上保険料を払ってきた世代が高齢者層に入り、それなりの年金給付を受けるようになり、また最近の年金改革では高齢者が就業を続け、ある程度の所得を得ても年金給付を差し止められることはなくなったので、高齢者の就業が促進されるようになった。こうして、老後に貯蓄を取り崩して生活資金源とする家計に比べて、所得の中から貯蓄をさらに続けるものが相対的に増えてきていることが見てとれる。

3. 寿命に対する不確実性の変化

上述したような高齢者の実態の裏にはどのような背景があるのだろうか。高齢化というと、年齢別の人口構成を示したピラミッド図がよく登場するが、ここではもう一つの重要図表を見てみたい（図表2参照。紙面の関係で女性については載せていないが、その傾向は男性と全く同じであり、1990-95年には世界一の長寿となっている）。この図表2は、過去40-50年間にわが国の平均寿命が飛躍的に伸びてきたことを示している。これは戦後のわが国の社会経済の結果として最も成功したものと見なしていいだろう。図表2によれば、1950年代には平均寿命が62歳であり、退職後の生活はほとんどなかったが、1990年代には76歳を超え、退職後に十分長い期間が残るようになった。このような変化を勘案すると、65歳以上を機械的に高齢者と見なして、総人口との比率で高齢化を考えることがはたして適切であるのかという疑問が生じてくる。つまり、1950年代に65歳だった人と1990年代に65歳の人とでは、物理的な健康状態も経済力も比較にならないということである。このことは、ピーター・ドラッカー氏も

(図表2) 平均寿命の推移 上位10ヶ国(男性)

(単位:歳)

順位	1950-55年		1970-75年		1990-95年	
	国名	平均寿命	国名	平均寿命	国名	平均寿命
1	ノルウェー	70.9	スウェーデン	72.1	日本	76.2
2	オランダ	70.9	ノルウェー	71.4	香港	75.6
3	スウェーデン	70.4	オランダ	71.1	スウェーデン	75.4
4	デンマーク	69.6	デンマーク	70.9	ギリシャ	75.0
5	ニュージーランド	67.5	スイス	70.8	スイス	74.7
6	スイス	67.0	オーストラリア	70.8	オーストラリア	74.7
7	オーストリア	66.9	ギリシャ	70.6	イスラエル	74.6
8	カナダ	66.8	スペイン	70.2	スペイン	74.6
9	イギリス	66.7	イスラエル	70.1	オランダ	74.4
10	アメリカ合衆国	66.2	カナダ	69.7	イタリア	74.2

(出所) UN World Population Prospects.

指摘しているように、勤労者の退職年齢を65歳以上に引き上げることの一つの有力な根拠となろうし、上述した高齢者の実態の変化となって表れているのだと言えよう。

話は変わるが、今世紀初頭に活躍したアメリカの経済学者アービング・フィッシャーは「危ない職業に就き、寿命が不確実な船乗りや兵士などは、ごく短期の生活設計しか持たず、長期的な投資(貯蓄)などはそもそもしたがりない。もし長期的な投資(貯蓄)をするとすれば、かなり高い収益(金利)を保証される必要がある」という趣旨のことを書いている。日本のように寿命が飛躍的に伸びている場合にはどうだろうか。わが国の場合の寿命の不確実性は、むしろ長生きしすぎて、働くことも出来ず、貯蓄も底をつくようなことになったらどうしようとか、あるいは痴呆症になって周りに迷惑をかけるようになったらどうしようかという不安が大きいのではないだろうか。もちろん、そのための備えとして公的年金があり、公的介護保険が導入されようとしているのであるが、寿命が伸びてしまうことに対する個人的な対応としては貯蓄を増加させるという方向に働く可能性が高い。実際に、高齢者が自助努力を高めて、貯蓄を増やす傾向にあることはすでに指摘した通りである。

また、65歳まではほとんどの人が生きられるわが国の社会では、人生設計が

かなり確実にできることを意味している。このことは、フィッシャー流に考えれば、将来の割引率に相当する金利はかなり低くてもよいということになる。高齢になっても、あるいは金利が低くても貯蓄を続けるという行動には、こういった背景があると考えられる。

4. 多様化する高齢者

高齢者の実態をさらに詳しく見ると、高齢者を一律に扱うことが出来ないほど、多様であることがわかってくる。つまり、若年同世代の間では、所得や資産の格差はそれほど大きくないが、人生の成功や失敗が累積されている高齢者世代では、その差は膨大なものになる。「全国消費実態調査」(総務庁)などの結果をみると、高齢者の中には、かくしゃくとして、社会の中で重要な地位を保ち、十分な所得を得ている人も沢山いる反面、職もなく年金や社会保険だけを頼りに暮らしている貧しい人も多い。資産保有額を年齢階層別にみても、高齢者が平均的には最大の資産家であることがわかる。しかし同時に、資産をほとんど蓄積できなかった高齢者もかなりの数に上ることも事実である。このように、高齢者とは人生の総決算に直面している人たちであり、人生そのものが多様であるように、経済的な総決算も多様である。

ところが、このように多様な高齢者の現実とは裏腹に、経済政策上、高齢者は一律に扱われることが多く、社会保障制度や税制で様々に優遇されている。例えば、1973年から老人医療費支給制度が始まり、70歳以上の高齢者は原則として無料で医療サービスを利用できることになった。1983年の制度見直しで一部負担が導入されたが、本人の負担は若年世代に比べてなお低い水準に据え置かれている。税制面でも年間所得が1000万円以下の65歳以上の高齢者には「老年者控除」(所得税50万円、住民税48万円)、年金生活を送る高齢者の公的年金等控除、高齢者を家族に持つ人向けの老人扶養控除、同居老親等扶養控除などの制度がある。また、「高齢者マル優」として知られる「少額貯蓄非課税制度」は合計して一人当たり1050万円まで非課税で貯蓄できる。

高齢者が総人口の3分の1に迫ろうとしている時に、このような優遇をすべての高齢者に対して続けることには問題があるのではないだろうか。先にも述べたように、高齢者の中には、公的扶助が必要な人もおられるだろうし、そのような人が人間らしい最低限の生活をしていけるような保障をすることは国の責任でもある。しかし、経済的に余裕のある高齢者に対してまで、上述のような優遇を続ける必要があるのかどうかは再検討する必要があるだろう。このような見直し論は財政改革の観点からなされることが多いが、社会保障のような所得再分配政策は、本来、年齢に応じて一律に適用されるべきではなく、所得や生活状況に応じてきめ細かく適用されるべきものであることを考えると、社会の公平性という観点からも考え直す必要があると思われる。

あらためて、誰が高齢者社会を支えるのかという問題を考えると、国民の3人に1人が高齢者という社会では、物理的には家庭の主婦、経済的には現役勤労者という見方はもう通用しなくなっていることがわかりただけなことと思う。まず、経済的に余裕のある高齢者に対しては、老人医療の窓口負担の引き上げや公的福祉サービスを民間ベースのサービスに切り替えることなどによって、出来るだけ自己負担してもらいべきであろう。

5. 世代会計の国際比較

先に高齢者の一律的な取扱いが社会の公平性という点からも問題があると指摘した。それに加えて、実質的に賦課方式となっている現在の年金制度についても、世代間での負担分配の公平性という観点から考える必要がある。

最近、世代会計という考え方が従来の財政赤字の概念に代わるものとして注目されている^(注1)。この世代会計を用いることによって、各世代が生涯を通して政府に対してどれだけ純支払い(租税、社会保険料負担から年金・医療保険受給や各種移転の受給を引いたもの)をしているかということが、はっきりわ

(注1) 世代会計の詳細についてはコトリコフ(1993)を参照されたい。

かり（つまり、各世代の損得が明らかになり）、また政府の異時点間における予算制約を考慮することによって、財政政策の変更によるある世代の純益は、必ず他の世代の負担によってもたらされるという構造が、一目瞭然となるのである。

筆者と高山憲之（一橋大学）、吉田浩（東北大学）両氏との共同研究（Takayam, Kitamura and Yoshida (1999), Takayam and Kitamura (1999)）及び Auerbach, Kotlikoff, and Leibfritz (1998, 1999) や Kotlikoff and Raffelhuschen (1999) の研究によれば、国際比較可能な設定の下（実質経済成長率1.5%、割引率5%、ドル換算表示）での主要先進国での世代会計は図表3のようになる^(注2)。ここで注意していただきたいのは、この世代会計という概念は、ある基準年（図表3では1995年）の政府の政策を所与として、それ以後もその政策が継続されると仮定した時に、政府に対する純支払いが、基準年以後いくらになるかを計算したものであるという点である。つまり、ここで示した純支払い額は、あくまで基準年以後の収支を計算したものであって、それまでに政府にいくら納税していても、それは、この額には反映されていない。

例えば、65歳以上の高齢者は、今後は政府から受取る年金・医療保険給付などが増えるので、当然、純支払いが負、つまり純受取りになっているが、この額をもって、この世代の生涯の政府に対する収支バランスだと考えるのは誤りだということである。この表で唯一、生涯にわたっての収支バランスが計算されているのは0歳世代だけということになる。世代会計の計算では、この0歳世代の純支払いと、将来世代（一般には基準年の翌年生まれの世代、-1才世

(注2) 現在、比較可能な世代会計の計算結果は世界17カ国で報告されている。それらの国は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、タイ、アメリカ合衆国である。その他に、オーストリア、チリ、フィンランド、アイルランド、スペイン、イギリスの6カ国でも世代会計が計算されつつある。この世代会計の国際比較プロジェクトの概要は Auerbach, Kotlikoff and Leibfritz (1999) を参照されたい。

(図表3) 先進国の世代会計

(単位: 1995年のUS1000ドル)

年齢	アメリカ	日本	ドイツ	イタリア	カナダ	フランス	スウェーデン
0	28.5	73.0	97.1	68.4	56.3	82.2	121.8
5	35.3	90.9	123.6	80.3	66.4	125.4	140.8
10	71.4	135.4	179.0	112.4	99.0	175.4	162.9
15	115.0	187.4	252.2	158.9	138.5	222.2	211.3
20	159.3	257.4	313.6	186.6	177.0	284.8	265.1
25	172.7	295.2	303.4	183.7	193.1	318.7	284.2
30	168.7	297.8	271.8	155.2	183.3	293.7	278.9
35	156.9	287.4	224.4	113.5	161.1	242.7	258.3
40	135.6	263.8	160.1	63.4	134.5	166.8	226.5
45	101.3	227.7	94.0	10.7	97.1	77.5	175.8
50	56.4	173.1	-4.2	-46.8	50.8	-12.5	104.6
55	4.0	99.0	-98.9	-103.1	5.5	-134.7	16.1
60	-51.7	11.9	-183.6	-142.0	-44.8	-197.0	-66.4
65	-96.0	-47.7	-206.7	-138.3	-83.6	-199.9	-110.9
70	-104.6	-44.8	-180.7	-117.5	-87.9	-151.5	-97.8
75	-101.9	-36.0	-150.2	-94.7	-84.4	-162.1	-79.7
80	-89.5	-26.7	-109.6	-72.2	-79.8	-93.9	-58.1
85	-74.4	-18.2	-68.0	-52.7	-68.5	-102.9	-33.2
90	-56.7	-9.7	-3.2	-7.4	-10.9	-94.4	-6.5
将来世代	73.9	319.4	248.8	209.9	58.0	161.4	83.8
負担増加率	159.0	337.8	156.1	223.8	3.1	86.3	-31.2

(出所) アウアバック、アラン、J、コトリコフ、ローレンス、J、リープフリッツ、ウィリー (1998) 「世代会計の国際比較」、『金融研究』17 (6)、表2より抽出。

(注) 教育支出は政府移転として扱われ、各年齢層に分配されると仮定する。

代)の純支払いを比べて、負担増加率を求めている。

わが国の場合、その増加率は337.8%となり、将来世代は0歳世代の約4倍強の純支払いをしなければならないことを意味している。わが国の負担増加率はアメリカ、イタリア、ドイツと並んで極めて深刻であるが、その中でもとりわけ厳しい状況にあることが世代会計の計算でわかった。財政の単年度主義会計に基づくフローの概念である財政赤字という指標では、将来確実に支払わなければならない簿外債務の大きさが表には出ず、その深刻さも意識されることが少ないが、世代会計を用いるとそれが一目瞭然となる。

フランスも負担増加率は約100%であり、予断を許さないが、カナダは増加率がほぼゼロ、スウェーデンにいたっては大幅なマイナスが見込まれている。これはスウェーデンにおける人口構成が今後大幅に若年化することが見込まれ

ているからである。

これらの結果に対しては、いくつかの留意点が必要である。第一に、国際比較という制約上、実質経済成長率や割引率は一律に設定してあるが、各国のマクロ経済の状況は違うので、実質経済成長率や割引率は異なっていて当然である。低金利を続けている日本にとって、5%の割引率という設定は高すぎると思われる。ちなみに、実質成長率1.5%、割引率3%で計算すると、わが国の世代間の負担増加率は139.0%にまで低下する。このことは、世代会計の計算結果は割引率の設定に対して極めて感応的であることを示している。実際、現在のように将来の経済環境がどのようになるのかが極めて不確実な社会では、将来世代の効用と現在世代の効用を比較するときに、どのような割引率を用いるべきかという問題は重要である^(注3)。

第二に、将来世代は、現在あるいは過去の世代が蓄積した社会資本から大きな便益を受けることが予想されるにもかかわらず、世代会計の枠組みでは、そのような便益は考慮されていない。つまり、後世代に便益をもたらす固定資本形成のための政府支出と政府消費の間に区別がなされていないのである。第三に、確かに生涯にわたっての収支バランスがわかるのは0歳世代だけであるが、それ以外の世代について考慮するのが無意味という訳ではない。例えば、30-40歳代の世代では、将来の年金などの社会保障受給を考慮に入れても、対政府支払いの方がはるかに多いことを示している。今後、残された人生の暫定的な対政府収支が出されることによって、このような制度を維持していくという社会契約が、彼らにとっていかに労多くして益少ないものであるかということが明らかにされている。つまり、給付水準や保険料の見直しなしには、現在の社会保障制度は立ち行かなくなる可能性が高いということである。現役勤労者、特に40歳台後半のベビーブーム世代が、将来の社会保障制度の改革を見込んで、自助努力による貯蓄を増やしているのも当然であろう。

(注3) 例えば、Portney and Weyant (1999) では世代間公平性に関わる割引率の問題を広範に議論している。

次に、世代会計における負担増加率を要因分解したものが図表4である。つまり、他の条件を一定とした時に、(1)人口構成が変わらず、高齢化しないとすれば、負担増加率はどれくらい変わるか、(2)政府債務残高がゼロだとすれば、負担増加率はどれくらい変わるか、ということ調べたものである。因みに、負担増加の要因は他にも考えられるし、いくつかの要因が交錯している場合もあるので、(1)と(2)を加えたものが総合負担増加率になるわけではない。図表4の結果が明らかにしていることは、わが国の負担増加の要因は、ほぼ全面的に人口構成の変化、つまり、急速な高齢化によるということである。アメリカとフランスは日本ほど極端ではないが、やはり人口構成の変化による影響の方が政府債務残高による影響よりも大きいことが示されている。ドイツの場合は、人口構成が変化しなければ、将来世代の負担は0歳世代よりも軽くなると報告されている。イタリアは政府債務残高がゼロであれば、負担増加率は約半分に減り、高齢化が進まなければ、10分の1以下に減る。カナダとスウェーデンは人口構成が不変でも、政府債務がゼロでも、将来世代の負担はほぼ同率軽減される。高齢化が深刻な国では大幅な負担増加が見込まれているが、その主因は高齢化自体にありそうである。

(図表4) 世代会計における負担増加率の要因分解

国名	総合負担増加率	人口構成不変	ゼロ政府債務
アメリカ	159.0%	21.6%	96.5%
日本	337.8%	77.2%	308.6%
ドイツ	156.1%	-7.6%	80.6%
イタリア	223.8%	18.0%	97.6%
カナダ	3.1%	-57.8%	-51.6%
フランス	96.3%	6.0%	39.0%
スウェーデン	-31.2%	-66.9%	-44.6%

(出所) アップバック、アラン、J、コトリコフ、ローレンス、J、リープフリッツ、ウィリー (1998) 「世代会計の国際比較」、『金融研究』17 (6)、表8より抽出。

(注) 教育支出は政府移転として扱われ、各年齢層に分配されると仮定する。

6. 世代間の公平性の確保を

標準的な世代会計の結果は、現在世代（0歳世代）と将来世代（-1歳世代）の政府に対する純支払いの多寡、つまり負担増加率によって判断されている。これは、各世代の生涯予算制約式を完結したものとみた上で、対政府収支を比較するという、極めて個人主義的な考え方に基づいている。この比較の根底にある価値判断は、「各世代の対政府収支は割引現在価値でみて等しいのが公平である」ということである。この判断基準を世代会計の主唱者の名を取ってコトリコフの基準と呼ぼう。確かに、先に述べたように、わが国でも独立高齢者世帯は増加しており、個人主義的な価値判断が受け入れられる土壌は育ちつつある。しかし他方、わが国では同居世帯も多く、対政府収支の対立は、少なくとも同居世帯の中では、遺産相続・贈与などを通して曖昧になっているという見方もできる。また、現在の年金制度は実質的に賦課方式になっており、各世代の生涯予算制約式が完結したものとは見なせないという事実がある。つまり、高齢者の年金の受取りは勤労者世代の社会保険料負担によってまかなわれているので、世代間は実はリンクしているのだという見方もできる。この場合、世代間の公平性を判断する基準としてマズグレイブの基準がある。これは、高齢者世代の年金受給額と現役勤労者世代の可処分所得との比率を一定に保つように、受給額と社会保険料を決めるという考え方である。この基準によれば、高齢化が進行すると、年金受給額は自動的に引き下げられることになる。また、マズグレイブ基準が長期に亘って維持されれば、年金受給の引き下げに対しても、高齢者世代からの反発は少なくすむかもしれない。というのは、その高齢者世代が受取っている年金は、彼らが現役世代に負担していた比率と等しいように設定されているものだからである。この基準はコトリコフ基準と比べると緩やかなものであるが、各時点で一定の比率に保つために、受給額と保険料を機動的に変更できるかどうか、またどの時点での比率を基準として採用するかなど政策的に難しい問題が残されている。

世代間の公平性を決める基準には様々なものがあり、今のところ社会的合意を得ている基準がある訳ではない^(注4)。しかし、高齢化社会で年金制度を維持していくためには、世代間の公平性に関する基準をはっきりさせた上で、制度改革を行う必要がある。また、このような議論から世代間戦争が始まるという捉え方をする人もいるが、すべての人がいずれは高齢者になるということを考えると、互惠主義的になり、むやみに高齢者に厳しい政策がとられる可能性は低いことを付言しておきたい。

最後に、高齢化社会では高齢者の社会における発言が重要になってくる。これまで、ベビーブーム世代（団塊世代）が世の中の流れを常にリードしてきたように、高齢化社会でも主役はやはり彼らである。彼らは高齢者になっても社会のご隠居ではなく、むしろ中心的な意志決定者となるだろう。その意味でも、高齢者が社会の中で経済的にも政治的にも重要な役目を果たし、応分の負担を負うような社会に現在の社会経済制度を速やかに変えていく必要がある。ベビーブーム世代が高齢者世代に入るまでにはあと約10年。残された時間はきわめて短い。

〈参考文献〉

- Auerback, Alan J. and kotlikoff, Laurence J. (1987) *Dynamic Fiscal Policy*, Cambridge: Cambridge University Press.
- アウアバック、アラン、J.、コトリコフ、ローレンス、J.、リープフリッツ、ウィリー (1998)「世代会計の国際比較」、『金融研究』17(6), pp.1-37.
- Auerbach, Alan J., Kotlikoff, Laurence J. and Leibfritz, Willi. (eds) (1999) *Generational Accounting Around The World*, Chicago: The University of Chicago Press.
- Diamond, Peter. (1996) "Generational Accounts and Generational Balance: An Assessment", *National Tax Journal*, 49(4), pp. 597-607.
- コトリコフ、ローレンス (1993)『世代の経済学』、(監訳) 香西泰、日本経済新聞社。
- Kotlikoff, Laurence J. and Raffelhuschen, Bernd. (1999) "Generational Accounting

(注4) この点については Diamond (1996) も世代会計で用いられる世代間公平性の概念には問題があるとの指摘をしている。

- Around the Globe", *American Economic Review*, 89 (2), pp. 161-166.
- Portney, Paul R. and Weyant, John P. (eds) (1999) *Discounting and Intergenerational Equity*, Washington DC: Resources for the Future.
- Takayama, Noriyuki. and Kitamura, Yukinobu. (1999) "Lessons from Generational Accounting in Japan", *American Economic Review*, 89 (2), pp. 171-175.
- Takayama, Noriyuki, Kitamura, Yukinobu. and Yoshida, Hiroshi. (1999) "Generational Accounting in Japan", in Auerbach, Alan J., Kotlikoff, Laurence J. and Leibfritz, Willi. (eds) (1999) *Generational Accounting Around The World*, Chicago: The University of Chicago Press. pp. 447-469.